

平成15年7月24日

被保険者に対する福祉還元の在り方について

I

(年金の福祉施設について)

目 次

1 年金の福祉施設について	
設置目的	1
経緯	2
種類等	3
運営方式	6
2 厚生年金保険事業に関する経費について	7
3 国民年金事業に関する経費について	8
4 施設整備関係予算の推移（過去10年）	9
5 年金福祉施設の収支状況	10
6 年金福祉施設の利用状況（平成14年度）	12

1 年金の福祉施設について

○ 設置目的

国（社会保険庁）は、法律の規定に基づき、厚生年金保険及び国民年金の被保険者及び受給権者等の福祉の増進に資することを目的として、厚生年金会館や厚生年金病院等の福祉施設を設置し運営している。

この福祉施設事業は、保険料納付期間が長期にわたるため本来給付に結びつくまでの間の年金制度に対する被保険者等の信頼と安心感を維持向上させ、その理解を得るために一定の役割を果たしている。

（設置根拠）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抜粋）

第四章 福祉施設

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抜粋）

第四章 福祉施設

第七十四条 政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

○ 経緯

厚生年金保険の福祉施設

- ・ 昭和19年から、(財)年金保険厚生団が設置した整形外科療養所を通じ、疾病や事故により身体に障害を生じた工場労働者等の被保険者を対象に、高度の整形外科療養や温泉療法等の福祉施設事業を開始。その後、整形外科療養所（後の厚生年金病院）を昭和24年から昭和26年にかけて国が買収し、国有民営方式に移行。
- ・ 昭和36年から、被保険者や受給権者のニーズ、社会環境の変化等に対応して、教養文化の向上や健康の保持増進・体位の向上などを目的として、厚生年金会館、老人ホームやスポーツセンターを設置。
- ・ また、昭和48年度の5万円年金や物価スライド制の導入により厚生年金保険制度が大幅に充実し、老後生活の安定が図られたことから、福祉施設においても、長期化する老後生活や健康保持増進への関心の高まり等に対応するため、昭和49年から総合老人ホーム（休暇センター）や健康福祉センター（サンピア）等を設置。

国民年金の福祉施設

- ・ 国民年金制度発足後10年が経過した昭和40年代後半から、被保険者等に保養・休養の場を提供する施設として、健康保養センターを設置。
- ・ また、昭和50年代に、被保険者等の福祉の増進と教養文化の向上を図るための施設として、国民年金会館を設置。
- ・ 平成4年からは、被保険者の健康の増進等を図るための施設として、健康センター等を設置。

制度共通の福祉施設

- ・ 健康保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等が、健康づくりや生きがいづくり等を行うための総合的な福祉施設として昭和50年代後半から社会保険センター等を設置。

○ 種類等

- | | |
|---------------|-------|
| ・ 厚生年金保険の福祉施設 | 114カ所 |
| ・ 国民年金の福祉施設 | 59カ所 |
| ・ 制度共通の福祉施設 | 92カ所 |

(厚生年金保険)

厚生年金病院	全国に 10カ所 設置	<ul style="list-style-type: none">・ 終戦前後の産業障害者の生産職場復帰を目的とした整形外科療養の実施機関として昭和19年から昭和21年にかけて国の補助金と大蔵省預金部からの融通資金により（財）年金保険厚生団が4カ所設置。・ その後、昭和21年に福祉施設資金融通制度が廃止されたこと等により、昭和24年及び昭和26年に3カ所（1カ所は廃止）を国が買収、国有民営方式に移行。・ また、戦後の復旧整備が十分に行われず既存の病院が貧弱であったことから、整形外科を中心とした総合病院を昭和27年から昭和37年にかけて4カ所設置。・ さらに、健康保険の福祉施設である社会保険病院のうち、整形外科診療を中心としている病院3カ所を昭和48年から昭和50年にかけて、厚生年金病院として厚生年金の福祉施設へ移管。
--------	-------------------	---

厚生年金会館	21カ所	教養文化の向上を図るため、地域圏の中心的存在である都道府県に昭和36年から昭和59年にかけて6カ所を設置。 また、制度発足後20年を経て、年金給付水準の引き上げや保険料負担の増加に伴い、福祉施設の拡充を図ることとし、昭和49年から昭和63年にかけて、地域に密着した教養文化や健康の保持増進、年金受給者の福祉に配慮した総合施設として15カ所を設置。
老人ホーム	32カ所	老齢年金受給者を主たる対象とした老人入居施設として、昭和36年から昭和58年にかけて設置。 なお、昭和41年からは、地域の実情に応じて、長期的な居住目的のほか、高齢者の保養等を目的とした短期保養者も受け入れる形態に移行。
スポーツセンター	4カ所	被保険者等の健康の保持増進はもとより体育の振興による体位の向上を目的とした体育施設として昭和38年から設置。
総合老人ホーム (休暇センター)	17カ所	年金受給者の急増等に伴い、長期入居を目的とした老人ホームとしての役割に加えて、生きがいや余暇利用等にも着目し、併せて老人の家族・地域住民との交流の場として、また被保険者等の健康増進等にも役立つ総合的な施設として昭和49年から設置。
健康福祉センター (サンピア)	25カ所	被保険者等の健康保持増進への関心の高まりや有効な余暇利用等のニーズに対応するため、健康増進等の施設として、昭和55年から設置。
保養ホーム	4カ所	高齢化の進行や成人病の増加により入退院を繰り返すなど長期にわたる患者へのリハビリテーション及び生活指導、栄養指導等のきめ細かい対応を行うため、病院と家庭の中間的な施設として、昭和55年から設置。
終身利用老人ホーム	1カ所	高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）を推進する観点から、年金受給者等を対象とした終身利用型の老人ホームを平成元年に設置。

(国民年金)

健康保養センター	47カ所	当初、保養センターの名称で被保険者等に保養・休養の場を提供する施設として昭和47年から設置。 その後、昭和61年から平成3年にかけて、健康保養センターとして、健康づくり機能を併せ備えた施設を設置。
国民年金会館	2カ所	被保険者等の福祉の増進と教養文化の向上及び国民年金制度の普及・定着を図るため、昭和54年及び昭和59年に設置。
健康センター・ 総合健康センター	10カ所	被保険者等の健康づくり・体力づくりを主体とした健康の増進及び福祉の向上を図るなどのため、平成4年から設置。

(制度共通)

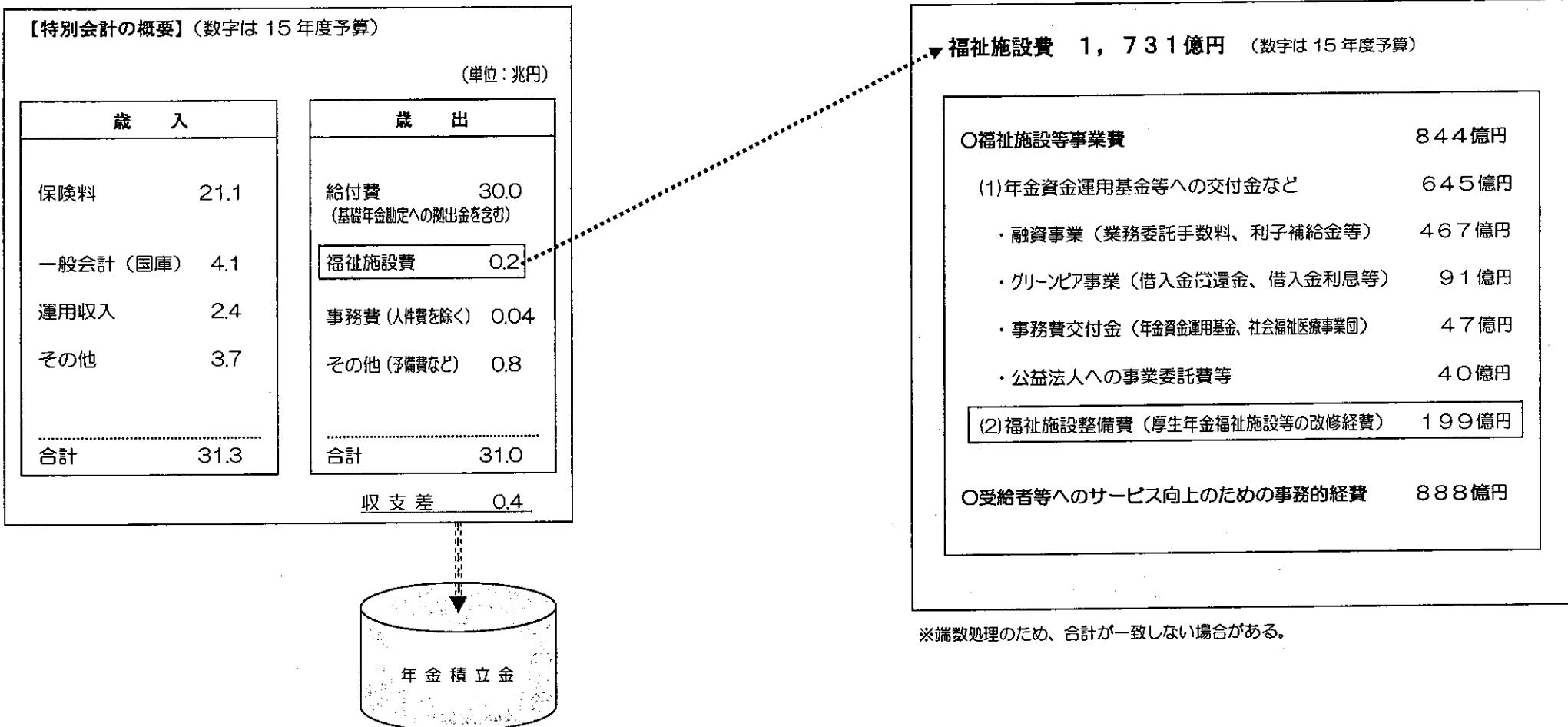
社会保険センター	48カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり事業、生きがい対策事業等の各種事業を総合的に実施することにより、被保険者等の心身の健康の保持増進を図るとともに、医療保険制度の健全財政に寄与することを目的として、昭和58年から平成3年にかけて社会保険センターを設置。 ・ なお、これらの施設を活用し、平成15年度からは「一次予防」の観点を重視した健康づくり事業等を新たに実施。
社会保険健康センター	44カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成2年から、健康づくり事業を中心として、社会保険健康センターを設置。 ・ なお、これらの施設を活用し、平成15年度からは「一次予防」の観点を重視した健康づくり事業等を新たに実施。

○ 運営方式

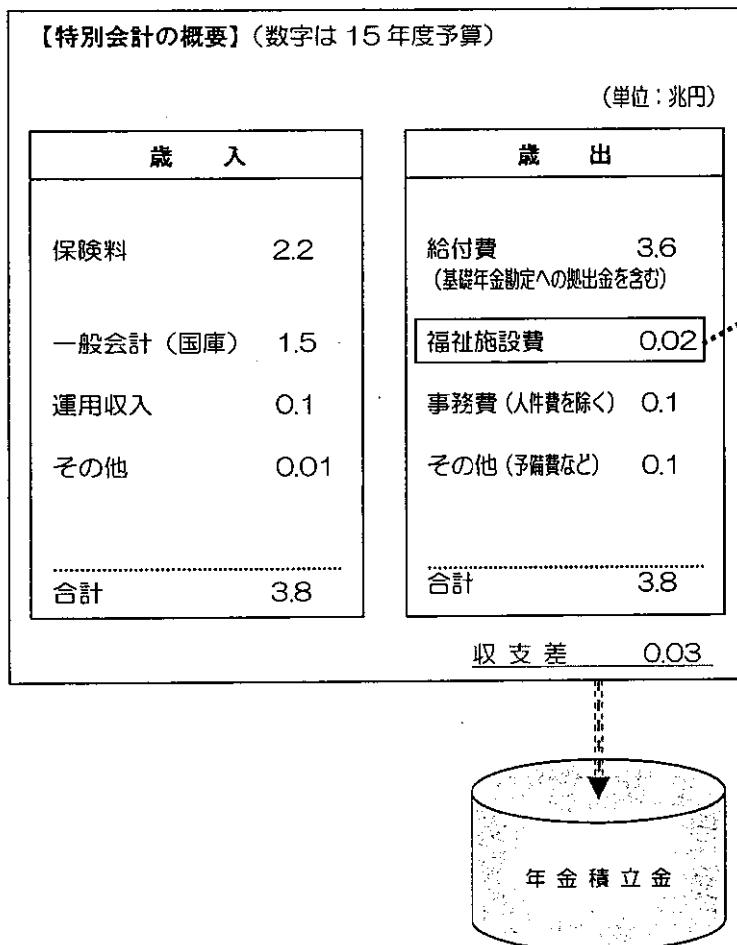
福祉施設は、保険者である国がその設置に際し保険料財源により整備し、その運営に当たっては、運営に関わる職員の確保や管理経費の負担などを軽減できるとの観点から、民間団体に委託する国有民営方式を探っている。

なお、運営に係る経費は各施設の収益により賄われ、基本的には国から運営費の補助は行っていない。

2 厚生年金保険事業に関する経費について



3 国民年金事業に関する経費について

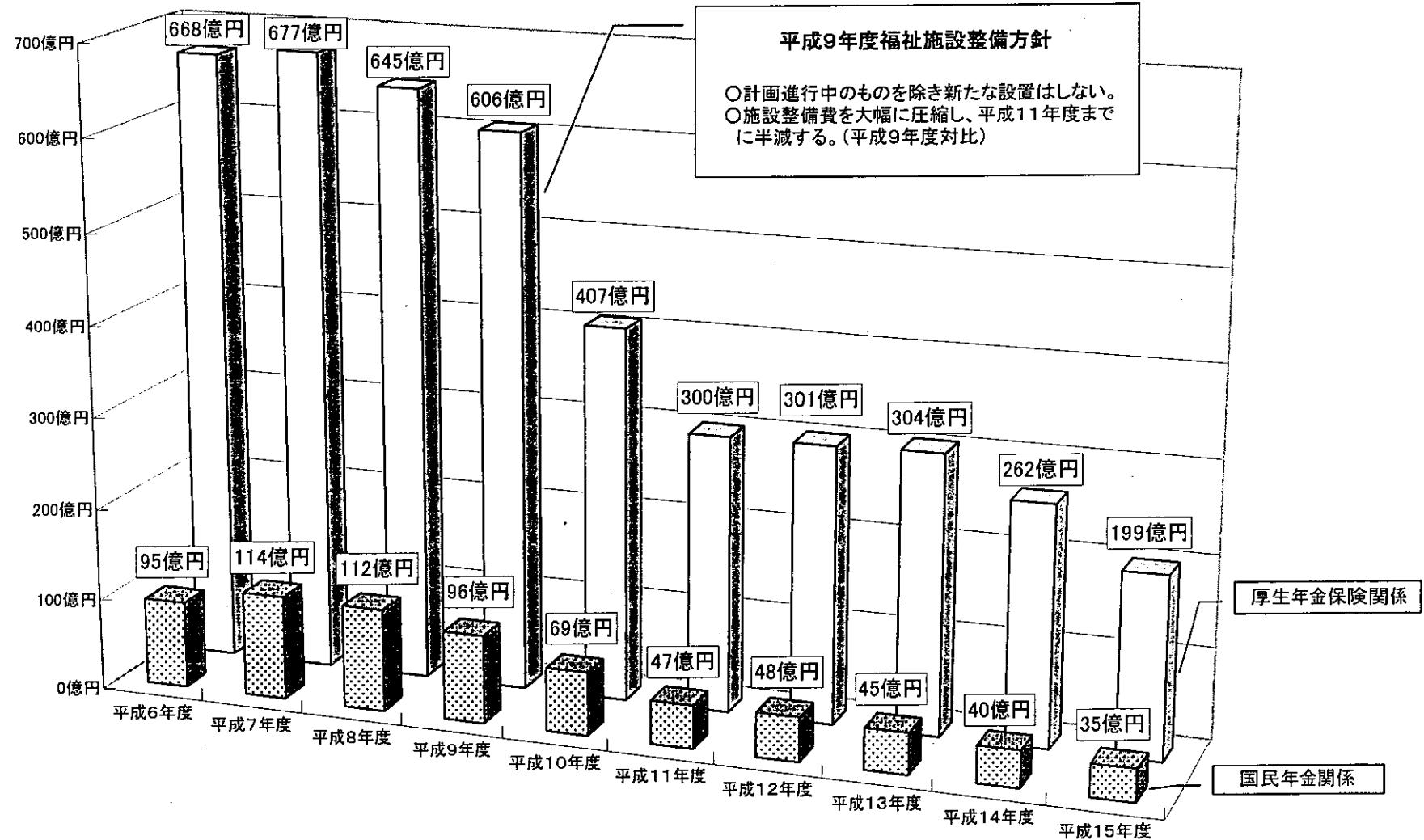


▼ 福祉施設費 161億円 (数字は15年度予算)

○福祉施設等事業費	47億円
(1)年金資金運用基金等への交付金など	13億円
・融資事業（業務委託手数料、利子補給金等）	5億円
・グリーンピア事業（借入金償還金、借入金利息等）	1億円
・事務費交付金（年金資金運用基金、社会福祉医療事業団）	1億円
・公益法人への事業委託費等	6億円
(2)福祉施設整備費（国年福祉施設等の改修経費）	35億円
○受給者等へのサービス向上のための事務的経費	114億円

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

4 施設整備関係予算の推移(過去10年)



5 年金福祉施設の収支状況

	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成14年度末 収支差累計
	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	収入	支出	収支差	
厚生年金保険	1,303.2億円	1,282.4億円	20.8億円	1,289.1億円	1,259.6億円	29.5億円	1,028.9億円	1,012.0億円	16.9億円	245.8億円
厚生年金会館等 116カ所			黒字79カ所 赤字38カ所			黒字87カ所 赤字30カ所			黒字82カ所 赤字34カ所	黒字57カ所 赤字59カ所
国民年金	151.4億円	152.1億円	▲ 0.6億円	149.0億円	149.3億円	▲ 0.3億円	145.8億円	144.4億円	1.4億円	14.2億円
国民年金会館等 59カ所			黒字40カ所 赤字19カ所			黒字42カ所 赤字17カ所			黒字44カ所 赤字15カ所	黒字46カ所 赤字13カ所
制度共通	149.8億円	150.8億円	▲ 0.9億円	147.5億円	145.9億円	1.6億円	146.2億円	143.2億円	3.0億円	82.0億円
社会保険センター等 92カ所			黒字40カ所 赤字52カ所			黒字63カ所 赤字29カ所			黒字73カ所 赤字19カ所	黒字87カ所 赤字5カ所

※ 端数整理のため、一部合計が不一致である。

○年金福祉施設の収支状況(平成14年度)

厚生年金保険	平成14年度						平成14年度末累計		
	収入 億円	支出 億円	(人件費率) %	収支差 億円	黒字施設数 カ所	赤字施設数 カ所	収支差 億円	黒字施設数 カ所	赤字施設数 カ所
厚生年金病院	482.3	469.7	(55.6)	12.5	8	2	217	8	2
厚生年金会館	198.4	198.1	(38.9)	0.3	15	6	57	14	7
老人ホーム	60.2	60.2	(57.3)	0.0	20	14	▲ 5	14	20
スポーツセンター	23.7	21.2	(39.0)	2.5	4	0	20	3	1
総合老人ホーム (休暇センター)	113.2	113.6	(39.3)	▲ 0.4	10	7	10	8	9
健康福祉センター (サンピア)	140.9	138.8	(37.0)	2.0	21	4	▲ 55	7	18
保養ホーム	6.7	6.7	(46.1)	0.0	3	1	▲ 1	2	2
終身利用老人ホーム	3.6	3.5	(46.0)	0.1	1	0	3	1	0
合 計	1,028.9	1,012.0	—	16.9	82	34	246	57	59

国 民 年 金	平成14年度						平成14年度末累計		
	収入 億円	支出 億円	(人件費率) %	収支差 億円	黒字施設数 カ所	赤字施設数 カ所	収支差 億円	黒字施設数 カ所	赤字施設数 カ所
健康保養センター	94.5	93.8	(44.3)	0.8	34	13	18.5	40	7
国民年金会館	22.6	22.0	(35.6)	0.6	2	0	▲ 4.0	1	1
健康センター・ 総合健康センター	28.6	28.6	(39.8)	0.1	8	2	▲ 0.3	5	5
合 計	145.8	144.4	—	1.4	44	15	14.2	46	13

制 度 共 通	平成14年度						平成14年度末累計		
	収入 億円	支出 億円	(人件費率) %	収支差 億円	黒字施設数 カ所	赤字施設数 カ所	収支差 億円	黒字施設数 カ所	赤字施設数 カ所
社会保険センター	88.1	87.7	(29.9)	0.4	36	12	60	48	0
社会保険健康センター	0.6	55.6	(30.9)	2.5	37	7	22	39	5
合 計	146.2	143.2	—	3.0	73	19	82	87	5

※ 人件費率は、各施設の事業収入に占める人件費の割合を施設類型ごとに平均したものである。

※ 端数整理のため、一部合計が不一致である。

6 年金福祉施設の利用状況(平成14年度)

厚 生 年 金 保 險	施設数	利用者数
厚生年金病院	10 カ所	2,975 千人
厚生年金会館	21	6,815
老人ホーム	34	2,477
スポーツセンター	4	1,879
総合老人ホーム(休暇センター)	17	6,203
健康福祉センター(サンピア)	25	7,339
保養ホーム	4	92
終身利用老人ホーム	1	44
合 計	116	27,823

国 民 年 金	施設数	利用者数
健康保養センター	47 カ所	2,910 千人
国民年金会館	2	891
健康センター・総合健康センター	10	1,287
合 計	59	5,088

制 度 共 通	施設数	利用者数
社会保険センター	48 カ所	7,069 千人
社会保険健康センター	44	4,433
合 計	92	11,502

* 端数整理のため、一部合計が不一致である。